

消防予第 84 号
平成 3 年 5 月 7 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

1 層 2 段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について(通知)

1 層 2 段の自走式自動車車庫(1 階部分及び屋上部分を自動車の駐車のために供し、屋上等に駐車する場合の移動を、自動車を運転して走行させることにより行う形式の自動車車庫をいう。)のうち、建築基準法の規定が予想しない建築材料、構造方法が用いられているものについては、建設省において、別添の「1 層 2 段の自走式自動車車庫に関する安全性評価等指針について」(平成 2 年 11 月 26 日付け建設省住指発第 738 号)により建設大臣の認定を受けることとされたところであるが、本認定を受けた 1 層 2 段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置の取扱いを下記のとおりとすることとした。貴職におかれては、その運用に遺憾のないよう特段の配慮をされるとともに、管下市町村にその旨示達の上よろしく指導されるようお願いする。

記

1 消火設備の設置について

消防法施行令(以下「令」という。)第 13 条第 1 項の規定により、1 階が 500 m²以上のもの、2 階が 200 m²以上のもの又は屋上部分が 300 m²以上のものには、当該部分に水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置する必要があること。この場合において、自走式自動車車庫の階ごとに次の(1)若しくは(2)又はこれと同等以上の開放性が確保されている場合には、移動式の消火設備とすることができること。

(1) 壁面について、次のア又はイに該当すること。

ア 長辺の一辺について常時外気に直接開放されており、かつ、他の一辺について当該壁面の面積の 2 分の 1 以上が常時外気に直接開放されていること。

イ 四辺の上部 50cm 以上の部分が常時外気に直接開放されていること。

(2) 天井部分(上階の床を兼ねるものを含む。以下同じ。)の開口部(エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分を含む。)の面積の合計が自走式自動車車庫の床面積の合計の 15%以上確保されていること(開口部が著しく偏在する場合を除く。)

2 自動火災報知設備の設置について

令第 21 条第 1 項第 4 号の規定により、延べ面積が 500m² 以上のものには、自動火災報知設備を設置する必要があること。この場合において、常時外気に直接開放されている部分から 5m 未満の範囲の部分及び車路の部分(エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等を使用している部分に限る。)については、消防法施行規則第 23 条第 4 項第 1 号口に規定される「外部の気流が流通する場所」に該当するものであり、感知器の設置を免除することができるものであること。

また、自走式自動車車庫の階ごとに次の(1)若しくは(2)又はこれと同等以上の開放性が確保されている場合には、非常警報設備及び管理人等の常時人のいる場所若しくは入口等の利用者の目に触れやすい場所に火災通報装置又は電話を設置することを条件として、令第 32 条の規定を適用し、自動火災報知設備の設置を免除してさしつかえないものであること。

(1) エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等を使用することにより、天井部分について全面的に開放性が確保されていること。

(2) 壁面について、前 1(1)ア又はイに該当するものであり、かつ、天井部分の開口部の面積(エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分については、有効開口面積とする。)の合計が床面積の 20%以上確保されていること。

3 自走式自動車車庫のうち屋根付きのものに係る消火設備及び自動火災報知設備の設置について

自走式自動車車庫のうち屋根付きのものに係る消火設備及び自動火災報知設備の設置については、1 及び 2 の例により取り扱うこととする。

附則(平成 8 年 10 月 15 日付け消防予第 217 号による一部改正)

1 今回の改正による取扱いは、平成 8 年 11 月 1 日から運用されたいこと。

2 運用日において、改正前の本通知による取扱いを受けている自走式自動車車庫については、なお従前の例によることとしてさしつかえないものであること。ただし、火災発生時の早期感知等の観点から、機会を捉え改正後の本通知に準じた取扱いとなるよう指導することが望ましいものであること。

(別添略)